

2017年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ⑪

更衣時間は労働時間だ！ 会社は厚労省のガイドラインを守れ！その1

私たちは制服を着用して勤務に就いています。これは、就業規則第20条の「制服等の定めがある社員は、勤務時間中、所定の制服等を着用しなければならない」と明記されているからです。このような条文は、JR東日本にも明記されています。

JR東日本は、最高裁第一小法廷で2000年3月に出された三菱重工業長崎造船所事件判決（更衣時間の扱いについて「労働時間に該当するか否かは、労働者の更衣が使用者の指揮命令下におかれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まる」との判断）を受けて、この内容に沿って取り扱うことが好ましいと判断し、法を遵守する企業として、出退勤時の各更衣時間を労働時間に参入しました。

JR東海は「三菱重工の判例は特殊な例。労働時間とする考えはない」と、法を無視した考えを示しました。同じ鉄道会社でありながら、更衣時間をJR東海は自己の時間、JR東日本は労働時間としているのです。おかしいと思いませんか？

厚生労働省は今年1月、事業者向けに作成した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を出しました。厚生労働省の考えは、「労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる」としています。そして、①業務に必要な準備行為（着用を義務づけられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間、②労働から離れることが保障されていない状態で待機等をしている時間（手待ち時間）、③参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間、の3点を具体例として上げています。

皆さん、どう思いますか？ 更衣時間はもちろん、検修職場における道具の準備・片付け、駅の訓練における職場から訓練会場までの徒歩時間、乗務員勤務における次列車の待ち合わせ時間など、該当すべき項目がたくさんあるのではないのでしょうか？

JR東海労は、更衣時間などを労働時間とするために闘っています。【つづく】